会　　議　　録

会議の名称	西東京市行財政改革推進委員会　第 17 回会議
開催日時	平成 14 年 1 月 29 日（火）　午前 9 時 30 分から 11 時 50 分まで
開催場所	田無庁舎３階　庁議室
出席者	箱崎委員長　竹之内副委員長　柳原委員　長澤委員 松山委員　髙梨委員　倉本委員 欠　席：筑井委員 事務局：坂井企画部長　柏木企画部参与　尾崎企画課長　神作主幹 新井主査　伊佐美主査　飯島主査
議題等	１　答申項目について ２　その他
会議資料	□　西東京市市民意識調査一次報告……………………………　資料１ □　職員給料シュミレーション及び諸手当について…………　資料２ □　合併に伴う財政支援制度……………………………………　資料３
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録（内容、別紙会議録の通り）

西東京市行財政改革推進委員会会議
平成１３年度　第１７回会議録

委員長：おはようございます。定刻となりましたので、只今から第１７回会議を開催します。まず、本日の会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局：本日の会議の進め方にについてご説明いたします。まず、事務局から資料を用意しましたので、資料について説明をさせていただきます。その後、答申項目について、副委員長から資料をいただいておりますので、そのご説明をいただき、最後にその他として、今後の日程について調整をさせていただきたいと考えています。
また、１２月２７日開催の第１５回会議録を用意しました。内容については、委員の皆様から修正等の依頼をいただき、既に修正を加えたものとなっています。他に修正すべき内容があればお申し出いただき、修正がなければ、次回の開催通知に完成版を同封させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

委員長：それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

◇◇　事務局から資料に基づき説明　◇◇

委員長：どうもありがとうございました。質問があればお願いします。

副委員長：手当は、これで全てですか。

事務局：条例、規則で定められた全ての手当です。この他に、初任給調整手当と言うものがありますが、実際には機能していません。

副委員長：疑うわけではありませんが、自治体によっては不明な手当があり、その手当で職員格差をつけないようにしている傾向があるようなので、確認をさせていただきました。

委員長：管理職手当は、主任や係長には支給されないのですか。

事務局：ありません。課長以上を対象としています。

委員長：主事・主任でも５０歳を超えた職員は、年収１千万を超える職員がいると聞いていたのですが、それは誤りですか。

事務局：今回の資料では、時間外勤務手当を想定していません。主事等は、残業によって、時間外勤務手当が支給されますので、時間外勤務が増えますと、１千万円程度になる職員もいるものと思われます。

委員長：職能手当について、委員の皆様がどのようにお考えか確認したいと思っています。以前、武蔵野市や三鷹市で問題となりましたが、例えば、みどりのおばさんのよう

な方でも、黙っていても給料が１千万円くらいになり、３千万円くらいの退職金が支給されていました。そのような実態が、あるのでしょうね。一般社会にはこのようなことはないが、公務員の世界には、そのような実態が存在するようです。だから、無理して出世する必要もないし、がんばる必要もないという考え方になってしまうのではないでしょうか。

事務局：先程、副委員長から主旨不明な手当は存在しないかとの質問がありました。以前は、旧両市ともに、特殊勤務手当というものが存在しました。例えば、保育事務手当や税務事務手当のような特殊勤務手当がありました。しかし、危険性や困難性を伴う手当以外につきましては、整理されています。手当とは異なりますが、以前は旅費について、日当制度というものがありましたが、廃止されています。以前に比べますと、手当等は整理されてきたと内部評価をしているところです。

長澤委員：武蔵野市の市長の運転手の給料が、１千５百万と聞いたことがあります。西東京市の実態は、どうでしょうか。

事務局：運転手の給料については、実態を調べていませんが、詳細については回答できません。おそらく、時間外手当が多く含まれているものと推測されます。

長澤委員：給与と仕事内容の関係をどのようにとらえているのかが問題になると思います。
確かに夜間勤務は多いでしょうが、日中などは待機時間も多いと思われます。
武蔵野市でも、問題になったと記憶しています。

委員長：参考に調べてみてください。お願いします。
市には、給与のあり方を決める人事委員会はあるのですか。

事務局：市町村レベルにはありません。給与制度が都表のものを採用していますので、都の勧告に応じて対応しています。

委員長：他にはございますか。ないようですので、答申の具体的な検討に入りたいと思います。副委員長から答申の骨子が示されていますので、説明をお願いしたいと思います。

◇◇　副委員長説明より、資料に基づき説明　◇◇

副委員長：(5)の受益者負担の適正化は、使用料手数料の見直しがテーマになると思いますが、あえて具体的な項目を挙げていません。そこで伺いたいのですが、市の印鑑証明の手数料はいくらかかりますか。

事務局：１５０円です。
かつて機関委任事務で、法令で定額の定めがあるものについては、全国統一料金だと思いますが、団体の事務として発行する証明書については、各自治体の条例で手数料を定めることとされており、全国的に統一されたものではありません。全体的には、２００円から２５０円が平均だと思います。

副委員長：ここで確認したいのは、１世帯あたり年間どのくらいの証明手数料を支払っているかということです。年間所得の中で、証明手数料がどのくらい割合を占めているかです。頻繁に利用するものでなければ、多少の料金アップは市民としても納得できるものなのではないでしょうか。社会が変化しても、この類の申請件数が著しく増加するとは思えません。つまり、市民にとっては、負担の感覚は弱いのではないでしょうか。そういったことの調査も必要だと思います。そして、そのような調査が、料金アップの根拠にもなると思います。そういった視点を、ここに盛り込みたいと考えています。ここでは、ごみの有料化についても、一応検討事項にいれておくべきだと思いました。

人材育成の推進・多様な人材の確保で、パートタイム職員の採用を挙げていますが、提案者から、具体的な考え方を説明していただきたい。

長澤委員：短時間の補助事務がある場合、民間と同じような考え方で、パートタイマーを採用することを想定し提案しました。

委員長：パートタイムは、再任用をイメージすることになるのでしょうか。

事務局：再任用とは違います。地域人材の育成と活用という観点もあり、職員の再任用と臨時職員をうまく融合させる必要があると思います。

委員長：適正な職員体制では、勧奨退職にも触れておく必要があると思います。

副委員長：私も同感です。

事務事業評価システムの導入を提案していますが、これについては、提案者から具体的なイメージを説明いただきたいと思います。

倉本委員：事業評価とは、プラン・実行・評価を明確にすることだと思います。そして行政は、それをわかりやすく市民に説明する責任があると思います。そういったシステムの確立を、ここで提言していくべきだと思います。

副委員長：施策事前評価の実施については、松山委員から提案があった項目です。具体的なイメージを説明いただけますか。

松山委員：行政評価は、事業実施後の評価は行われているでしょうし、行われて当然だと思いますが、施策を決める際にも評価を行う必要があるのではないかと考えました。項目としてここに打ち出すことが妥当かどうかは別としまして、情報公開の目的をたどっていきますと、政策策定の透明性や公正性に行きつくのだと思います。そこで、透明性や公正性といった視点で考えると、例えば費用対効果分析等の事前評価制度が必要なのではないかと考えました。

副委員長：計画策定段階における市民参加方式の導入を提案していますが、一つ確認しておきたいのは、審議会の公募が行われていますが、これは以前から行われていたのですか。

事務局：合併により新市が発足して、初めて事業に取り組むということから、多数の審議会が設置されましたが、設置にあたり基本方針を定め、その中で市民公募枠を原則として採り入れることとし、審議会等をスタートしたところです。

松山委員：行革の取り組みは、指針を示すことで終わりとするのではなく、実行状況のフォローが必要であることをはっきりと示すべきだと思います。

倉本委員：コミュニティバスについては、１度路線が確立されてしまうと、既得権のようなものが発生し、変更はかなり難しいものと思われ、市民の不満や矛盾を招く恐れもあります。アメリカで生活をした際、歩行器を利用した生活経験がありますが、自宅から病院に通うとき何が必要かと申しますと、ドアトゥドアで利用できる個別の車のありがたさを実感しました。規制緩和により、料金の自由化も進められ、安価で利用できるタクシーが増えると予想されますので、バス運営のコストを行政が負担する必要性に疑問を感じております。

副委員長：この骨子に掲げた中で、既に実施済みの項目や対応不可能なものについて、事務局に確認をお願いしたいと思います。

事務局：関係セクションに、この骨子に基づき確認をさせていただきたいと思います。

委員長：実は、私もコミュニティバスは不要だと思います。しかし、合併で約束した事業であり、即廃止を求めることはできないと思います。例えば、４年から５年後に見直すことを提言に盛り込む等、再検討を促す必要はあるでしょう。そもそもコミュニティーバスは、不整形な地形から新町地区の不便さを解消するために開始されたもので、本来から言えば、合併により不必要になるはずのものであったと思います。タクシーの利用補助のような考え方も、決して間違ってはいないと思います。

副委員長：私も答申に盛りこんでも構わないと思っています。

委員長：各論の項目の出し方が、少しわかりにくいように思います。例えば、福祉、教育、建設といった事業別の項目出しで、まとめた方が良いのではないでしょうか。

副委員長：具体例から、区分する方法をおっしゃっているのですね。

委員長：市民が期待するであろう項目を検索することが難しいと思います。「コミュニティバスに対して、どのような指摘があるのか」「こもれびホールはどうなるんだろう」といった、市民が期待を寄せている項目が捜しづらいと思うのです。

副委員長：私もその方法を考えましたが、項目として挙げている所管課を把握していません。その方法でまとめるためには、セクションを把握する必要があります。そのような整理は可能だと思いますが、事務局の資料提供が必要になります。方法論としては、十分可能だと思います。

高梨委員：総論はしっかりしていますし、各論もかなり詳細にわたり、委員の意見も踏まえ

まとめられていると思います。
　総論の２「西東京市のあるべき行財政の姿」に９項目が挙げられていますが、合併して誕生した新しい市の姿として、是非とも、行政自治体を経営感覚でとらえ、効率、能率、コスト意識をもった運営をするという理念を加えていただきたいと思います。従来の行政は、中央省庁の指導でありますとか、法律や慣例にしばられることが多かったと思いますが、市民から預かった税金、国等からの補助金をどのように活用し、どのように組織運営し、どのように市民にサービスを提供するか、という感覚がやや欠けていると感じています。その意味からも、理念の中にきちんと盛り込んでいただきたいと思います。
　また、各論の中で明確にふれられていませんが、スクラップ・アンド・ビルドの概念から、市の中心に新庁舎を建設すべきであることを提言する必要があると思います。新庁舎の建設により、保谷市と田無市という市民感情の軋轢やセクショナリズムも払拭されると思います。車社会でもあり、かなりの用地が必要になるでしょうが、市として一つにまとまったという市民意識や感覚は大きいと思います。これによって、事務の合理化にもつながると思います。

委員長：新庁舎という意見がありましたが、この件についてご意見はございますか。

副委員長：合併のシンボルとして記念公園事業がありますが、新庁舎建設という発想はなかったのですか。

事務局：合併協議では、庁舎建設そのものは直接市民サービスにつながるものではなく、無駄使いを排除するという点からも慎重になりまして、既存の施設を有効活用することとし、しばらく様子をみていこうということになりました。期間としては、新市建設計画のある１０年間は、様子をみようということで整理がされています。

委員長：新庁舎建設費は、いくらくらいでしょうか。

事務局：データはありませんが、庁内のインフラ整備や設備備品等も考えると７０～８０億くらいになるかもしれません。

倉本委員：市民感覚で言わせていただきますと、市に２つの庁舎が存在することは不自然だと思います。スポーツセンターやこもれびホールは、移転することはできないので、保谷庁舎一帯を公園や文化等の拠点とし、田無庁舎周辺を整備していく方法をとれば、市民にもわかりやすい統合だと思います。

委員長：田無庁舎の整備は、駐車場問題や用地が不足した場合の用地取得を考えると難しいのかもしれません。しかし庁舎問題は、方法論は別として、長い目で見れば必要でしょう。当委員会でも、弾力的に考える必要はあるかもしれません。

松山委員：立派にまとめていただき、ありがとうございます。
　７ページの「おわりに」の改革項目に数値・定量化と担当セクション・実行時期の明確化という２つの項目がありますが、行革項目が確実に実行されることを担保する仕組みがあることを念頭においたものと思います。だとすれば、それもはっきり

と書いた方が良いと思います。

副委員長：時間がなく不足している部分もあると思いますが、この小見出しのつけ方が妥当であるか、私も検討課題であると思っていました。

松山委員：５ページ４の（３）ですが、事務局説明で給与の適正化が進められていることはわかりました。しかし項目としては、能力主義や成果重視といった広い捉え方が必要で、給与だけでなく昇進も、また制度の創設だけでなく、その運用もあわせてふれた方が良いのではないでしょうか。６ページにある自己申告による目標管理制度の導入と強化は、どこでふれるかは悩むところですが、成果重視の制度とその運用のための仕組みづくりとして考えたものです。

副委員長：私の印象では、自己申告による目標管理制度の導入ですが、人事考課制度の導入と合わせて提言することも可能だと思っています。人事考課を行う客観的手段として、目標管理があると考えても良いと思います。

松山委員：その方法で良いと思います。民間では、やりたいことを言わせて、言う以上は実行させます。その方が効果があがります。そしてその実績を確認、評価し、その結果を給与や昇進に反映させるという手法が多く用いられています。

委員長：役所の場合、自己申告による目標管理は難しいのではないですしょうか。職員のやりたいことが、行政サービスに直結しない可能性があります。

松山委員：方向がぶれないようにするために、目標は、事前に必ず上司が面談を行い内容を確認した上で設定されることになります。そうすることで、間違った方向には向かいません。事務局の資料でも、取り組む方向で研究しているとされていたように思いますが。

事務局：状況を説明させていただきますと、新市発足後、人事考課制度と目標管理制度について職員研修に取り組んでいます。総務部門との関わりが大きいテーマですので、研修後、一定程度取り組み方針を検討することになっております。市の検討すべき課題と認識しているところです。

委員長：地方自治の保障、ありたい姿、合併効果など項目の出し方は、なるほどと納得できるし、格調も高いと思います。

一つ注文を言わせていただきますと、時代が変化している状況や背景にもふれてもらいたいと思います。

副委員長：事務局案に変化の時代と多様な市民ニーズという項目があります。このような項目を設定して、ふれていくことは可能だと思います。

委員長：行政のスリム化が、かなりの項目に盛り込まれることになりそうですが、民営化や委託化は大きなテーマであり、もう少し具体的な記述が必要になると思います。

事務局に確認しますが、２１８人の職員削減ですが、専門職は減員しない構想にな

っていましたよね。

事務局：看護婦、保健婦、保育士、栄養士を専門職と位置付け、減員しない想定としておりました。しかし定数の見直しの中で保育士については、公設民営の動きもありますし、今後の取扱については検討する必要があると考えています。

委員長：専門職は、何人くらいいますか。

事務局：看護婦・保健婦が２０～３０名、保育士・栄養士が約２６０～２７０名、合計で約３００名程度だと思います。

委員長：看護婦は、どこに配置されているのですか。

事務局：主に保育園です。

委員長：保育園の公設民営化は進めるべきだと思います。それから、中学校に給食を導入する場合には、民営化を条件とするべきだと思います。加えて、小学校給食の民営化も急ぐ必要があると思います。
先程聞いた話では、西東京市の公債費残高が３７２億円あるそうです。これを返済していくのも大変なことだと思います。
経常収支比率は昨年度決算では８５％くらいだそうです。今年度は合併により、サービスは高い方、負担は低い方に合わせたこともあり、８７％くらいになると予想されるそうです。８０％以下を目標値とすることは、深刻な問題ですし、大変なことではありますが、経常費を削減しない限り、政策的経費は捻出できません。すぐに実現できないとしても、取り組むべき課題だと思います。そのためには、行政のスリム化が必要になるでしょう。行政の責務を強調すべきであるとも思います。

副委員長：合併の際、サービスは高い方、負担は低い方に合わせたはずですが、議員報酬はどのような取扱となりましたか。

事務局：それほど差があったわけではないですが、高い方に合わせています。

副委員長：それはおかしいですね。今思いついたのですが、合併時のエラーと言いますか、合併における誤った判断という項目を設けてはどうでしょうか。低い方に合わせるべきですよ。

事務局：報酬の基準に絶対的なものはないと思います。何をもって報酬が適正か判断することは難しいと思いますが、市の規模が大きくなったことにより、第三者的な指標として、近隣事例を参考にするという考え方も成り立つと思います。

副委員長：どうして高い方に合わせる必要があったのか、疑問を感じます。誰がみても、おかしいと思うのではないでしょうか。

事務局：適正な報酬は、地域経済の基準にあっているかが判断基準になると思います。

副委員長：経済学的見地から、適正な報酬は算出できると思います。議員は兼業も禁止されていません。二重取りとも言えます。その点からも、高い方に合わせたことはおかしいと思います。

事務局：議員を名誉職とみるか、いわゆるプロとみるか、報酬の審議の際に議論になるところです。これからの報酬改定は、どこの自治体でも同様の手法をとっていると思いますが、地域の代表や各会の代表の方々で構成する報酬審議会を開催し、意見を聞きながら検討することになります。ここでも近隣データ等を参考にしていくことになります。

副委員長：議員報酬の見直し検討を提言しても良いのですね。

委員長：時代に応じた見直しを提言しても良いと思います。

高梨委員：議員の報酬は、議会が決めるのですか。

事務局：報酬審議会の意見をもとに、市長が提案します。
議員数につきましては、市長が提案するわけにはいかないのですが、次回の選挙では３６人、その次の選挙では３０人とすることが決定しました。住民自治の最たるものが議会だと思います。直接住民が意思決定していく、この代表者となるのが議員であり議会だと思います。ですから極めて、センシティブなテーマだと思います。

高梨委員：議員数、議員報酬は、市民感覚に合致しているべきだと思います。実際に議会の意向が、市民感覚と合致していないのであれば、市民感覚からずれていることを答申に盛り込むべきだと思います。

事務局：議会は市民の代表であり、議会で決定することが、住民自治の原則だと思います。

副委員長：市民は、行政のことを全て理解しているわけではありません。議員をリコールできることを知らない市民もいるでしょう。そういうことを知らせる必要もあります。

高梨委員：確かに、合併の特例で議員数は多くても良いとなっています。しかし近隣市と比較した場合、議員数が多いのは事実です。ですから議員については、何らかの形で答申に反映させるべきだと思います。

副委員長：議会で物事を決めるのであれば、議会の誤った考え方には抵抗を示す必要があると思います。反対の立場で市民感覚から、提言をして良いと思います。

柳原委員：決定権が議会にあるとするならば、議員の報酬を議会が構成する議員自身が決めるのですから、お手盛りの危険が常にあります。その危険性を少しでも回避するために、当委員会は市民の立場で監督するという感覚で、提案していく必要があると思います。

高梨委員：受け取る側がどのように考えるかは別問題として、私も提言すべき項目だと思い

ます。

副委員長：解決策つき提案も必要なのかもしれません。

委員長：確かに、市民感覚と極端に離れたものであっては欲しくありません。

副委員長：個人的な意見ですが、兼業している議員は、専門職として務めているのではないのですから、報酬は減らすべきだと思います。公務員には、兼業が認められていません。まして行政の専門職であり、議員として最もふさわしい市民であるとも思われますが、議員になるためには退職をしなければなりません。
話をもとに戻しますが、答申項目について、事務局として検討する時間が必要ですか。

事務局：担当部局に具体的な内容を示し、その反応をお知らせしたいと思います。

副委員長：○の項目は事務局から示されたものですが、他に事務局から要望があるのか、例示として出せる具体的なものがあるかも、お示しいただきたいと思います。また、行政側が取り組みたい課題があるのかもお示しいただきたいと思います。事務局から提示いただく場合には、文書で整理したものを提出していただきたい。

事務局：○の項目については、事務局で内容を整理させていただきます。
この骨子を拝見した印象を申し上げます。個々の事業で●のついているもので申し上げますと、たとえば図書館の廃止については、内部的には逆の意見が出ることが予想されます。またＪＶの排除については、地域経済とも絡むものであり、難しいテーマだと思います。リサイクルプラザにつきましては、事業経過もあり難しい問題だと感じています。ごみの減量化を検討する審議会がありまして、その中でもこのあり方について検討をいただいております。

委員長：入札制度については、いかがですか。入札監視委員会のようなものを設置してもらいたいと思っています。

事務局：国でも電子入札、電子改札に取り組んでおります。

委員長：ＪＶは不明瞭な仕組みだと思います。はじめからＪＶありきで進めるのは、おかしいと思います。しかし、国では手をつけようとしない問題です。だからこそ、地方が取り組むべき課題だと思います。

副委員長：委員の皆様からいただいた内容で、確認したい項目がいくつかあります。
まず、経常収支比率を８０％以下とした意味を教えていただきたい。

高梨委員：もののとらえ方ですが、東京都の判断として、８０％以下であれば自治体として健全な財政状況にあるとされています。逆に９０％を超えたら、危険な状態になっていると理解しています。

副委員長：受益者負担の設定について、具体的な項目はありますか。

長澤委員：具体的にはありません。

副委員長：民間企業の財務管理指標の導入は、管理指数の導入ということでよろしいですか。

長澤委員：それもありますし、無理なようですが、単年度会計の変更も含まれていました。

委員長：ごみの有料化が項目としてあがっていますが、不要だと思いますが。

事務局：有料化といいますと、一斉にという印象がありますが、現在、市長会で議論されていますのは、その内容はごみ処理財政を圧迫していることに加え、廃棄場の問題もあり、いかに排出量を抑制するかがテーマとなっています。そこで、全てを有料化するのではなく、一定量を超える排出について、超えた部分に対し有料化することが検討されています。その意味では、若干、受益者負担とは、異なるかもしれません。

委員長：委員会として妥当な項目か、検討する必要があると思います。

事務局：ごみの審議会でも、来年度検討することになると思います。

副委員長：既に有料化を実施している団体もありますので、提言すべきだと思っていました。

事務局：受益と負担の考え方だと思います。どういうところの受益に着目して、どのくらい負担が出るのか、一般原則があればわかりやすいと思います。事務局として、考え方を示す必要があるのかもしれません。公平に受けるサービスは、無料や定額負担であったとしても、水道料金の基本料金と使用料に代表されるように、特定の個人の方が、通常以上のサービスを受けた場合には、その利益を限度として負担をしていただくということだと思います。

委員長：補助金の一律５％カットについては、どうですか。10％くらいでも良いと思います。

副委員長：削減率については、あくまでも例示です。私も 10％くらいで良いと思っています。

事務局：補助金につきましては、庁内に検討組織を設置し、どのような形で圧縮するか、有効活用するかを議論しているところです。中間まとめができていますので、行政が考えていることについて、次回の委員会にでもお示しをしたいと思っています。基本的には、市長の方針では、白紙に戻して見直すと言っていますので、見直すための基準が必要であり、その基準を年度内に策定すべく検討を行っているところです。

委員長：補助の公開も求められていると思いますが。

事務局：受ける側の責任として、公表制度を導入すべきであると、中間報告では示しています。

副委員長：倉本委員からいただいているご意見は、総論部分で取り上げるものが多いと思いますが、ご提案いただいた中で、特に盛り込みたい要望がございますか。

倉本委員：「将来展望」で書いたことは、ある新聞で「世界は企業や人が適地を求めて自由に動き回る時代」という一文を見つけ、これを中心に私なりにまとめたものです。実際に私も１８ケ国の土を踏んでいるという経験から、世界はこのような感じがするというイメージを提案してみました。

副委員長：行革として扱うテーマとしては、大きすぎるような気がします。このテーマは総合計画に譲った方が良いような印象を受けました。頂いた資料を具体化すれば、まさに未来西東京シュミレーションができそうな感じがしました。

委員長：総論で「目指すべき市の姿」がありますが、どのように表現しますか。

副委員長：集約できませんので、新市建設計画のように、市の目指すスタンスとして、羅列型で項目出しをせざるを得ないと思います。

委員長：各論をどうまとめるかも、ポイントになりますね。

副委員長：仕事の関係から時間が取れなくて申し訳ないのですが、いただいたものをベースに作らせてもらっています。どの分野においても、市民感覚がウェイト占めていたり、公平原則がウェイトを占めていたりします。それを貼りつけていくことも可能ですが、それをやっていくと膨大な作業になってしまい、与えられた時間では処理できなかったのが実態です。スケジュールの関係から、このまとめに取り掛かれるのは、２月８日過ぎからになってしまいます。

委員長：時間も残り僅かとなりましたので、今後の日程を調整したいと思います。

事務局：事務局といたしましては、２月５日と１９日を想定していました。しかし、まとめる時間が必要でしょうし、庁内での調整も必要になりますので、あらためて日程を調整したいと思います。

副委員長：結構入力に時間がかかりますので、来週の開催は難しいと思います。また、できましたら、市のデータをファイルで頂けると助かります。

事務局：事務局としても庁内に答申項目を知らせ、整理する必要がありますので、５日の開催は難しいと思います。

委員長：それでは整理していく時間の関係から、２月の開催は１９日と２６日とします。
それから、次回の委員会では、来年の委員会の運営案もお示しください。

事務局：次回の委員会で、いただいた答申を具体的な施策にまとめて、それがどのような形で進行していくかという報告と、あわせて補助金等の取扱方針についてもお示しします。

委員長：来年度、追加答申の可能性もあり得ます。そのことを予め、ご了解いただきたいと思います。それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。